

# 令和8年度 湯川村農作業標準賃金等協定表

令和8年4月

令和8年度の農作業標準賃金は、下記のとおり定めましたので参考にしてください。

単位:円(税込)

	作業種別	単位	作業料金 (消費税10%)	備考	
1	一般農作業	1日	8,320	8時間・賄いなし(作業内容によっては別途協議) 最低賃金が毎年10月に見直されるため、設定した賃金額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額に読み替える(消費税は不課税)。 ※R8.1.1改正 福島県最低賃金1,033円(時間額)	
2	耕耘	水田	10a	5,200	1回耕耘 鋤返し2,860円
		畑	10a	6,200	
3	代かき	10a	6,200		
4	育苗	播種苗	1箱	420	播種直後のもの
		成苗	1箱	770	播種後30日経過したもの
5	苗運搬	1箱	50		
6	田植え	10a	6,300	側条施肥1,100円増し	
7	直播用機械播種	10a	4,600	専用播種機による(種子代は別)	
8	コーティング料	1kg	110	薬剤代は別	
9	箱処理	10箱	110	農薬代は別	
10	除草剤・防除剤散布	10a	1,000	1回分 薬剤代は別	
11	コンバイン刈取	10a	19,000	特殊田は当事者協議 倒伏率10%=10%割増 倒伏率50%=50%割増 倒伏率100%=100%割増	
12	ワラ結束	10a	1,900	ヒモ代含む	
13	粃運搬	10a	2,300	圃場から乾燥機張込まで	
14	粃乾燥	10a	9,200	生乾燥 水分15.0% ※水分含量過多の場合は別途協議	
15	精米料	30kg	430		
16	粃摺荷造り	30kg	350		
17	色彩選別料	30kg	400	30kg1袋当たり	
18	肥料散布	10a	1,000	肥料代は別(1品目)	
19	堆肥散布	10a	2,300	堆肥代は別	
20	軽トラック借上料	1日	5,800	燃料費は別	
21	畦畔草刈り	10a	2,700	1回分 但し年3回以上推奨	
22	畦畔塗り	10m	500		
23	溝切り	1m	9/m	機械機種により別途協議	
24	追肥	10a	1,000	1回分 肥料代は別	
25	堀さらい	10a	2,100	素堀は1回3,960円で年2回推奨	
26	管理料	10a	7,000	年間(水管理等)	
27	わら梱包	丸形	1梱包	270	ひも代含む
		四角形	1梱包	220	ひも代含む
28	ドローン散布	10a	1,430	散布物により別途協議	

・この料金表は、農作業受委託の金額を決める目安となるよう、農業委員会で検討した案を基に「湯川村農業労働賃金調整協議会」において検討、決定したものです。

・圃場条件は、整理地を標準としておりますので、圃場条件等に特に勘案する必要がある場合(軟弱田・休耕田等)は、当事者間で十分に協議して決定してください。

・倒伏程度により割増率を設定していますが、条件により作業時間も違いますので、刈り取り前に当事者同士で現地を確認の上、割増率を決定するようにしてください。

・作業料金は、標準的な作業内容を想定しておりますので、委託者・受託者からの要望、その他特殊事情は、当事者間で十分に協議して決定してください。

・労働能力(年齢・経験等)を勘案する場合は、当事者間で十分に協議して決定してください。

・燃料費の高騰など、著しい経費の変動があった場合には、当事者間で十分に協議して決定してください。

農業委員会事務局: ☎(0241)27-8870 FAX(0241)27-3761

湯川村農業委員会・湯川村農業労働賃金調整協議会・会津よつば農業協同組合水稻部会湯川支部

# 湯川村賃借料情報

平成21年12月15日に農地法が改正され、農地法で定められていた標準小作料制度の廃止により、農業委員会が賃借料情報を提供することとされ、平成22年より実施しております。賃借料情報は、実勢賃借料(実際に契約された金額)の平均値、最高値・最低値を公表することとされています。このため、農業委員会では、賃借料を調査し、農地の貸し借りをする場合の目安となるよう、この情報を作成しております。

この情報を令和8年の賃借料の参考として、実際の契約にあたっては、米価の推移や生産費や水利費の負担および農地の形状などを考慮し、貸し手と借り手の両者でよく話し合った上で締結してください。

○令和7年1月から令和7年12月までの1年間で締結(公告)された賃借料の集計結果は以下のとおりです。

田	平均額	最高額	最低額	データ数
10a当り	18,600円	21,000円	10,000円	746件

- \* データ数は、集計に用いた筆数です。
- \* 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- \* 契約期間内であっても、米価や生産費の変動により賃借料の額の変更を請求することができます。

農業委員会の定例会は、毎月15日頃に開催の予定です。

各種申請書の提出期限は下記の通りです。

- ・農地バンクを介した農地の貸し借り …… 毎月20日まで
- ・農地転用に関する申請 …… 毎月末日まで
- ・上記以外の申請書の提出 …… 毎月5日まで

農業委員会事務局： ☎(0241)27-8870 FAX(0241)27-3761